

新婦	C
01	C
	4

資料(一五一一七)

昭和二十八年三月

婦勞
調査
22

銀行女子職員労働実態調査速報

労働省婦人少年局

栃木
婦人少年室
收栃婦第 64 号
28. 4. 3

銀行女子職員労働実態調査速報

労働省婦人少年局

これは昭和二七年九月に実施した銀行女子職員労働実態調査の結果の一部である。

目次

一、調査の目的	(1)
二、調査の時期及び方法	(1)
三、調査対象	(1)
四、調査結果の概要	(2)
第一部 銀行女子雇員の特性	(2)
1. 銀行雇員の中にしめる女子の位置	(2)
2. 銀行女子雇員の特性	(3)
第二部 銀行女子雇員の労働条件	(10)
1. 女子雇員の給与	(10)
2. 出勤日数及び生理休暇	(4)
第三部 銀行女子雇員の手取給与支出内訳	(6)

一、調査の目的

銀行は戦時中に女子が進出した職場であるが、この調査はその女子雇員の労務条件、生活環境を中心にその労務の実情を明らかにしようとするものである。

二、調査の時期及び方法

調査の実施期は昭和二十七年九月であるが、賃金、労務時間等については、同年八月分とした。

この調査の方法は、調査員が銀行を訪向し、労使に面接、又、事業場を観察した結果を記入する事業所調査及び労務組合調査と、賃金台帳、身上調査書等の銀行の記録から生年月、入社年月、扶養家族数、賃金労務時間等を転記する個人別調査と女子労務者自身に質問事項に対する回答を記入してもらうた個人別質問調査の四柱から成立つてゐる。この連報は個人別調査と個人別質問調査を集計した結果である。

三、調査対象

1. 調査地及び調査対象

調査地及び調査銀行数は左に示す通り、二三都府県七の銀行である。原則として各調査単位に都市銀行と地方銀行の数と同数に互るように調査対象を決定し、総数に於ても両者の占める割合は同じである。調査対象銀行は全

調査地	集数 車所
北海道	3
青森	2
岩手	2
秋田	2
茨城	2
東京	9
神奈川	3
山梨	2
長野	2
富山	2
石川	3
福井	2
岐阜	2
愛知	2
三重	2
奈良	2
和歌山	2
大阪	2
兵庫	2
京都	2
奈良	2
和歌山	2
鳥取	2
徳島	2
高松	2
香川	2
岡山	2
広島	2
山口	2
福岡	2
佐賀	2
大分	2
熊本	2
鹿児島	2
沖縄	2
計	70

国銀行協会聯合会加入の本店及び県庁所在地にある支店とした。但し信託銀行は除外した。これは

全国銀行数（本店、支店を含む）の約一五％である。

2. 調査対象労務者

直接調査対象となつた労務者数は第一表に示す通りである。

第1表 調査対象労働者数

1952年8月 婦人少年局調

	個人別調査票		個人別顧問調査票
	男	女	(女ノミ)
総 数	4,076人	2,599人	3,903人
都市銀行	1,828	1,292	2,289
地方銀行	2,248	1,307	1,614

これは、都市銀行職員数の約三%、地方銀行職員数の約六%に
 当る。
 集計に際しては、都市銀行、地方銀行の職員数の割合に応じて
 ウエイトをつけた。

四、調査結果の概要

第一部 銀行女子職員の特性

1. 銀行職員の中に占める女子の位置

銀行職員の四〇%は女子で占められている。都市銀行と地方銀行を比べると、前者の方が女子の
 占める割合が高い。(都市銀行 四一% 地方銀行 三七%) 参考までに記すと一九五〇年(昭和
 二十五年)の国勢調査の銀行その他の金融業に雇用されている女子は九万七千で三七%を占めている。

銀行女子雇員の九五％は一般事務を行っており係長扱、係長、課長等は数える程しかない。

2. 銀行女子雇員の特性

銀行女子雇員の平均年齢は二三・七才で男子の三四・六才よりかなり低い。(第二表)

繊維産業の女子労働者と比較して着るしい相違は、一般事務を行う銀行女子雇員の採用条件が普通旧制中学又は新制高校卒以上の学卒のあるものとされているために、年少労働者(十八才未満)の占める率が非常に低いことである。即ち製米、綿紡績女子労働者は約四割が年少労働者であるが、銀行女子雇員はわづか三％にすぎない。銀行女子雇員の平均年齢は全産業女子に比して大きな開きは見られないが、男子は約二才高くなっている。(一九四九年労務統計調査部調査全産業女子二三・八才、男子三二・五才)

第 2 表 平均 年 令

1952年8月 婦人少年局調

		男	女
総 数	総 数	34.6才	23.7才
	大都市	34.8	24.1
	中小都市	34.4	23.3
都市銀行	総 数	35.0	24.0
	大都市	34.9	24.2
	中小都市	35.3	23.6
地方銀行	総 数	34.1	23.2
	大都市	34.2	23.4
	中小都市	34.1	23.2

3. 勤続年数

銀行女子雇員の平均勤続年数は四年二月、男子雇員の九年七月に比較すると半分以下である。都市銀行は地方銀行より男女とも一年乃至二年勤続年数が長い。(第三表)

ハ、学 歴

銀行女子雇員の学歴は第四表に示す通り旧中学卒又は新制高校卒業生が七〇%近くを占める。纖維関係女子労働者の九〇%が新制中学卒以下のものであるのとは比べると着しい相異が見られる。前掲労働統計調査部調による全産業女子労働者の学歴は、新制中学卒以下の者が七七%を占めており、

第3表 平均勤続年数

1952年8月 婦人少年局調

		男	女
総 数	総 数	9年7月	4年2月
	大 都 市	9.6	4.5
	中 小 都 市	9.5	4.1
都 市 銀 行	総 数	10.10	4.8
	大 都 市	10.6	4.7
	中 小 都 市	11.11	4.10
地 方 銀 行	総 数	8.1	3.7
	大 都 市	4.6	3.0
	中 小 都 市	8.10	3.10

第4表 女子雇員の学歴 (%)

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100%	100%	100%
尋常小学卒	0.7	0.8	0.6
高 小 卒	18.7	21.8	11.9
新 制 中 学 卒	9.4	8.6	11.1
旧 制 中 学 卒	49.8	52.1	45.0
新 制 高 校 卒	16.8	11.6	28.3
旧制卒又は旧高校卒	2.8	3	2.2
新制大学卒	-	-	-
旧制大学卒	-	-	0
その他	1.8	2.1	0.9

註り - は全くないわけではないが%にすれば現れない

参考までに少し時期のずれがあるが、前掲労働統計調査部調全産業男女労働者の平均勤続年数を見ると男子六年六ヶ月、女子三年二ヶ月となっており、銀行雇員は男女ともにかなり勤続年数は長い傾向が見られる。

第5表 銀行女子取資の配偶関係(%)

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100 %	100 %	100 %
未婚	90	91.5	87.1
死別 ^又 離婚	4.7	4.6	4.6
有 夫	5.3	3.9	8.3

第6表 扶養家族数

1952年8月 婦人少年局調

		総 数	都市銀行	地方銀行
男	平均扶養家族数	2.1人	2.2人	1.9人
	扶養家族のあるもの	64.2 %	67 %	62 %
女	平均扶養家族数	0.1人	0.1人	0.1人
	扶養家族のあるもの	7 %	7.5 %	6 %

二、家族関係

α 配偶関係

銀行女子取資の約九割は未婚者であるが、地方銀行には有夫者が比較的多い。(第五表)しかし参考までに当局調査による「女子保護実施状況報告」から女子労働者総数に対する有夫者数の割合を見ると一ニ%となっており、銀行女子取資は、これに比べると有夫者が少い。

銀行女子取資の学歴は、一般女子労働者よりかなり高い。大卒者が多い。その割合は、

扶養家族数

銀行取員のうち、男子の平均扶養家族数は二、一人で、六四％が扶養家族を持つてゐるのと比べると女子取員は平均扶養家族数二、一人、わずか七％が扶養家族を持つてゐるに過ぎない。しかし、製糸、綿紡績工場の女子労働者より銀行女子取員は扶養家族のあるものが比較的多い。(製糸は殆ど皆無、綿紡績 一、六％)

C. 又全産業女子労働者の平均扶養家族数は二、二人(前掲労働統計調査部調)である。
出身家庭の職業

第7表 家計支持者の職業

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100%	100%	100%
農 業	3.8	2.3	7.0
小 販	8.0	8.1	7.6
工 業	5.0	4.5	6.0
会 社	2.3	2.5	1.8
員 員	39.5	43.0	32.6
銀 行	5.5	5.8	4.8
公 務	15.8	12.6	20.0
教 師	4.4	4.1	5.0
医 生	1.2	1.6	1.4
無 職	5.2	5.2	5.1
そ の 他	10.1	10.8	8.7

女子取員が家計の支持者でない場合について、どのような職業の家庭の出身者が多いかを見ると第七表の通りである。会社員、銀行員、公務員、教師、医師等いわゆる知的職業についている家庭の子女が多く(大五、六％)農業、小売業等は少い。この傾向は製糸、綿紡績工場の女子労働者の約七割が農家の子女であるのと様子を異にしている。

本

家庭に於ける経済的地位

銀行女子取員の家の家計を主に支えてゐる人は父であるものが多く、この点、製糸、綿紡績女子労働者と殆ど一致してゐる。

第8表 女子取員の家の家計支持者

1952年 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100%	100%	100%
父	8.8	8.1	10.3
天	3.4	2.0	6.3
父	67.5	71.5	59.1
母	6.3	5.5	8.0
兄 弟	11.7	11.2	12.8
姉 妹	1.4	0.9	2.3
その他	0.9	0.8	1.2

従つて銀行女子取員の中で、経済的に独立し、又は家族を自分で養つてゐる者は一割以下で、大部分（九〇・七％）は家族の一員として生活してゐる。

家族の一員である者の多くは毎月または不定期的に家に金を出してゐる。（第九表）

綿紡績女子労働者の中、女子労働者一人が働き手である者はわずかに二、三％にすぎないが、銀行女子取員一人が働いて家計を支持してゐるものが九％である。

女子取員はどの位家に金を出してゐるであらうか。第九表によれば調査前月（八月）に女子取員が家に出した金額は平均して二、七九五円である。これは女子取員の手取給与の三六％に当る。給料で自分と家族の生活をまかちつてゐる者は、八、六八四円家計費に費してゐる。家族の一員である女子取員は、平均して二、九八七円家に金を出してゐる。

参考までに調査時期を同じくする（一九五二年八月）総理府統計局消費実態調査報告全都市一世帯当り一ヶ月の平均支出額中、食糧費、光熱費、住居費は、二、二二八円となる。即ち家族の一

第 9 表

女子取養の家における経済的地位及び家に出す金額¹⁾

1952年9月 婦人少年局調

		総 数		都 市 銀 行		地 方 銀 行	
		%	平均額	%	平均額	%	平均額
総 数		100%	2,795 ^円	100%	2,809 ^円	100%	2,767 ^円
養生活活的に て 独 立 し 場 合	小 計	9.3	5,184	9.3	5,181	9.5	5,190
	給料は自分の生活 をまかなうだけ	2.1	—	1.9	—	2.6	—
	自分の生活をまかな いその上家に出している	1.2	2,476	1.3	2,200	0.9	3,233
	給料で自分と家族 の生活をまかなっている	5.6	8,684	5.5	8,871	5.9	8,393
	そ の 他	0.4	6,587	0.6	7,319	0.1	—
家 族 の 一 員 の 場 合	小 計	90.7	2,638	90.7	2,659	90.5	2,595
	毎月給料を全額出 してからいくらかもらう	16.8	5,383	15.5	5,569	19.5	5,080
	給料の一部を毎 月出す	43.7	2,987	45.6	3,009	39.7	2,932
	給料の一部を何ヶ 月目に出す	1.4	2,552	1.3	2,140	1.6	3,196
	定期的に出してい ない	7.5	1,327	7.7	1,330	7.1	1,322
	全く出していない	4.6	43	4.5	21	4.7	87
	家に出す給料の一 部を毎月貯金している	15.7	260	14.8	164	17.3	424
	そ の 他	1.0	3,417	1.3	3,582	0.6	2,811

註 1) 1952年8月に家に出した金の平均額である。

賃である女子雇員が家に出す金の大部分は女子雇員自身の食費、光熱費、住居費にあてられてい
るわけで、家計補助というよりは、むしろ自分自身の生活費の一部を入れていることになる。

第10表 女子雇員の就労理由

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100%	100%	100%
家計を助けるため	19.6	18.2	22.6
自分の生活費を得るため	11.3	11.4	11.0
家族を養うため	4.2	4.1	4.3
社会人としての経験をもちため	20.6	21.5	18.9
家計補助と社会経験をうるため	40.7	41.0	40.0
結婚費用を得るため	1.7	1.6	1.8
家に居てもすることはないから	1.6	1.7	1.2
その他	0.3	0.5	0.2

銀行女子雇員が、この就労理由について見ると
第一位は「家計補助と社会経験をj得るため」で四割
第二位は「社会人としての経験をj持つため」「家計
をj助けるため」が各々約二割となつてゐる。(第十表)
綿紡女子労働者の約七割は「家をj助けるため」「
嫁入りの仕度をするため」にjゆきに出ていることに
比べると、銀行女子雇員は「社会人としての経験を
j持つため」に就労についたと答えた者がかなり多い。

1. 女子職員に給与
現金給与額

第11表 都市地方銀行別14月1人当り現金給与額

1952年8月婦人少年局調

		総 数	男	女
総 数	現金給与総額	18,585 円	24,321 円	9,764 円
	毎月きまつて支給する給与 臨時に支給する給与	18,151 434	23,749 572	9,541 223
都銀 市行	現金給与総額	20,565	27,747	10,402
	毎月きまつて支給する給与 臨時に支給する給与	20,260 305	27,303 444	10,296 106
地銀 方行	現金給与総額	15,978	20,141	8,818
	毎月きまつて支給する給与 臨時に支給する給与	15,374 604	19,415 726	8,422 396

一九五二年八月分の女子職員の現金給与額は九七六四円で、男子の四〇六％である。
(第一一表)

この間きは全産業の四四％と比べると大きい。これは第一部女子職員の特性でのべたように、女子の学歴は高校卒の者が圧倒的に多いが、男子職員は大学卒が多いこと。一般に年令が低く勤続年数が男子に比し短いこと、扶養家族のあるものが少いこと、責任のある地位、仕事についている者が数へる程しかないこと等が大きな要素と考へられる。

都市銀行と地方銀行を比較すると、前者は女子は約二千円、男子は約七千円高くなつてゐる。しかし男女の歳差は地方銀行の方が少く、女子の男子に対する率は、都市銀行三八％、地方銀行四四％である。

給与額分析 総	男 100%	女 100%
5000円未満	0.2	1.9
5,000円 ~ 6,000円未満	0.8	4.0
6,000" ~ 7,000"	1.3	7.6
7,000" ~ 8,000"	2.3	14.3
8,000" ~ 9,000"	3.8	16.1
9,000" ~ 10,000"	4.7	18.1
10,000" ~ 11,000"	5.1	12.7
11,000" ~ 12,000"	4.9	8.8
12,000" ~ 13,000"	4.8	6.5
13,000" ~ 14,000"	4.0	3.0
14,000" ~ 15,000"	3.3	2.3
15,000" ~ 20,000"	15.5	3.3
20,000" ~ 25,000"	10.6	1.0
25,000" ~ 30,000"	8.3	0.3
30000円以上	30.4	0.1

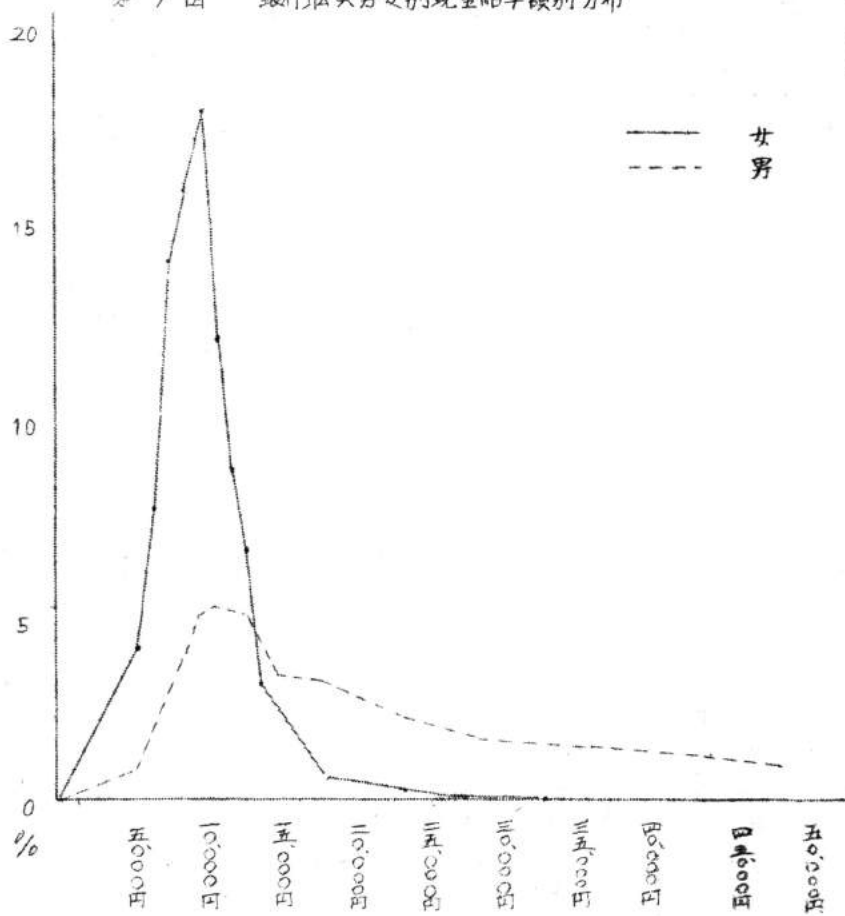
第12表

銀行職員男女別現金給与額別分布

1952年8月 婦人少年局編

現金給与額の分布を見ると（第一二表、第一図）女子は一万円未満の者が六二%であるが、男子は一三%しかない。男子の約半数は二万円以上の給与を支給されているが、女子でこのケル

第1図 銀行職員男女別現金給与額別分布



以上のべたように銀行では女子取員の給与は、男子に比すれば兩きは比較的大きいが他産業の女子労働者に比較すれば最も現金給与額は高い方である。

参考までに調査時の毎月勤労統計の女子労働者の現金給与額を掲げると

全産業	七、二五四円
製造業	六、五七四円
金融及び保険業	九、三三七円
運輸通信業	八、九五七円

である。

ロ、 年令階級別平均現金給与額

銀行では、大体新制高校卒以上の者を採用することになつてゐるので、十八才——十九才の給与を見ると、女子七八七二円、男子八、二九九円となつており、女子の男子に対する割合は、九五％である。

このように年令の若いうちには、男女の給与の格差は少ないが第一四表に示すように、年令の高くなるに従つて格差も大きくなり、四五才——四九才では、女子の男子に対する率は三四・六％となる。

最高平均給与額は、女子は四〇才——四四才の一四、三四五円であるが、男子は四五才——五〇才の三八、四一三円である。これは十八才——十九才を一〇〇とすると、それぞれ女子一八三、男子四六五となる。女子の年令による格差は男子より低いが、綿紡績工場女子労働者に比べれば高い。

註 当局発行「綿紡績工場の女子労働者」五五頁参照

第 13 表

年令階級別平均現金給与額

1952年8月 婦人少年局調

年 令 別		総 数		都 市 銀 行		地 方 銀 行	
		男	女	男	女	男	女
総 数		24,321 ^円	9,764 ^円	27,747 ^円	10,402 ^円	20,141 ^円	8,818 ^円
15才	小 計	8,247	7,624	9,396	8,301	7,408	6,842
19才	15才 ~ 17才	6,810	5,960	8,010	6,803	6,630	5,101
	18才 ~ 19才	8,299	7,872	9,411	8,509	7,451	7,122
20才 ~ 24才		11,602	9,553	12,287	10,046	10,791	8,780
25才 ~ 29才		17,224	12,266	18,619	12,546	15,824	11,826
30才 ~ 34才		24,564	13,399	27,914	13,601	20,326	12,982
35才 ~ 39才		29,878	13,274	33,360	14,191	24,112	11,350
40才 ~ 44才		35,278	14,345	38,580	16,112	29,277	9,927
45才 ~ 49才		38,413	13,304	42,627	13,901	31,719	12,109
50才以上		35,721	12,827	41,322	13,142	30,771	12,374

第 14 表 年令階級別賃金格差

1952年8月 婦人少年局調

年 令 別	18才~19才を基準とする格差		女子の男子 に対する割合
	男	女	
15才 ~ 17才	82.3%	75.8%	87.5%
18才 ~ 19才	100	100	95.0
20才 ~ 24才	141	123	82.0
25才 ~ 29才	209	156	71.1
30才 ~ 34才	296	170	53.8
35才 ~ 39才	362	169	44.4
40才 ~ 44才	427	183	40.7
45才 ~ 49才	465	170	34.6
50才以上	432	163	35.8

2. 出勤日数及び生理休暇

イ. 出勤日数

昭和二十七年八月分の銀行女子従業の一人一ヶ月の平均出勤日数は二四、五日で、男子従業の二四、八日に比べて大きな差は見られない。都市銀行は地方銀行より男女ともに同一日出勤日数が短い。

参考までに毎月勤労統計の一人一ヶ月の平均出勤日数を見ると、

	男	女
全産業	二四、二日	二三、七日
製造業	二四、五日	二三、五日
金融保険業	二四、四日	二三、九日
運輸通信業	二四、三日	二四、一日

となっており、銀行は比較的出勤日数が多い方である。

第15表 1人1月当り平均出勤日数

1952年8月 婦人少年局調

		出勤日数
総 数	男	24.8日
	女	24.5
都市銀行	男	24.2
	女	24.1
地方銀行	男	25.4
	女	25.1

ロ. 生理休暇日数

銀行の記録から女子従業員などの生理休暇を請求して休んだかを調べると第一六表に示す通り女子職員総数の三％が生理休暇を請求している。これは紡績工場女子労働者の生理休暇請求人数の女子労働者総数に対する割合（六、四％）より少し低い。請求日数は一日のものが半数を占めている。

女子従業の生理休暇請求総日数を調査人員で割つて一人一ヶ月当り平均生理休暇請求日数を求めると、〇・〇五日にすぎない。都市銀行と地方銀行では、前者は生理休暇を請求しているものが少い。

第16表 1人1ヵ月平均生理休暇日数及び
生理休暇請求人数(%)

1952年8月 婦人少年局調

		総 数	都市銀行	地方銀行
平均生理休暇日数		0.05日	0.04日	0.06日
請 求 入 数	総 数	3.0%	2.7%	3.4%
	1 日	1.7	1.5	2.0
	2 日	1.0	1.2	0.6
	3 日	0.3	0	0.8

第17表 実際に生理休暇として休んだ人数
— 女子従業員の回答 —

1952年8月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	6.9%	6.8%	7.0%
1 日	3.9	3.4	4.8
2 日	2.4	2.7	1.7
3 日	0.6	0.7	0.5

第18表 女子従業員の生理休暇についての回答(%)

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
総 数	100%	100%	100%
請求すればとれる	24.3	23.8	25.3
とれない事柄が何となくとりにくい	32.7	33.0	32.1
とりたくても全くとれない	6.2	7.2	4.1
とる必要を感じない	33.6	32.0	36.8
その他	3.2	4.0	1.7

ところが女子従業員に、八月に生理日に何日休んだかとの質問に対する回答を算出した結果は第十七表に示す通り七%となつてゐる。而も都市銀行も地方銀行も実際に生理のために休んだものは六・八%、七%で請求日数のような差が見られない。生理休暇として請求せず、その他の形式で例へば病氣休暇、年次有給休暇など、生理日に休んでいる者があることを推定させる。生理休暇はとうとうと思へばとれますかとの質問についての回答を見ると、請求すればとれる

第三部

ものが四分の一を占めている。しかし「とうとうと思えばとれないこともないが何となくとりにくい」と答えている者が三分の一で、これと殆ど同じ割合のものは、とる必要を感じないと答えている。(第一八表)

銀行女子取組の手取給与支出内訳

「給料の出納を記録してゐるのにかゝらず、大抵どのように使つていますか。八月分を記入して下さい。」の順内に対して、女子取組の約九割が回答している。その集計の結果を第一九表に示した。

第19表 女子取組の1人1ヵ月当り平均支出金額

1952年9月 婦人少年局調

	総 数	都市銀行	地方銀行
手 取 給 与	7,809円	8,182円	2,033円
家に出す金(食費、住宅費、光熱費)	2,978	3,073	2,781
衣服費	1,388	1,460	1,240
教養娯楽費	977	1,079	764
化粧品代	280	290	258
貯 金	1,281	1,317	1,205
その他	905	963	785

注 1) 第9表の家に出す金より183円高いが、これは

「給料は自分の生活費をまかなうだけ」「給料

で自分の生活をまかない、その上に家に金を

出している」ものの食費、住宅費、光熱費が

記入されていることによると考えられる。

支出の中で最も大きな割合を占めるのは家に出す金(独立生活者の場合は食費、住居費)で二、九七八円である。次は衣服費三八八円、貯金一、二八一円、教養娯楽費九七七円の順となっている。都市銀行と地方銀行では手取給与で約一〇〇〇円の差があり、したがって各支出額も約二〇〇円の開きが見られる。

